

6名の任命拒否を居直り、学術会議の独立性を踏みにじる政府方針に反対し、「学問の自由」を守りましょう

日本学術会議第186回総会第二日目に参加された会員・連携会員の皆様へ
軍学共同反対連絡会事務局 pokojpeace@gmail.com

12月6日に内閣府は「日本学術会議の在り方についての方針」を発表し、8日の総会第一日目で内閣府大臣官房総合政策推進室笹川室長が説明しました。それに対する会員からの質問を通して、この政府方針が「学術会議の在り方や改革に深刻な影響を及ぼす可能性がある」【8日の梶田会長のまとめ】ことが明らかになりました。本日この政府方針を討議するにあたって、12月11日発行の軍学共同反対連絡会ニュースレター74号から一部を紹介します。参考にしていただければと思います。

【全文は連絡会 HP よりダウンロードできます。<http://no-military-research.jp/>】

この改革の本質は任命拒否と同根の学術への権力的介入です。任命拒否は学術の観点から選ばれた会員候補を首相が恣意的に拒否するという権力的介入でした。それは突然の事態ではなく、2016年以降、官邸は候補者選考過程に口を出し、順位をつける、あるいは定数を上回る数の候補者案を提示することを執拗に求めていたのです。20年の改選ではそれがなされなかったため任命拒否を強行したのです。今回の改革は、候補者選考過程自体に政府や産業界の意向が反映される法的仕組みを組み込むものです。

そのために候補者の裾野を拡げるという耳障りのよい言葉を使っています。それに関して、この政府方針をまとめた塩谷元文部科学大臣が座長として出した自民党PTの「提言」（20年12月）では「企業・産業界の研究者・実務者からの登用」と記しています。ただこれまでも企業研究者で学術的見地から所属学協会に推薦され学術会議会員となった人もいます。また裾野を拡げるために学術会議も「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」の中で経済団体などに情報提供を求めると明記しています。情報提供だけなら法制化の必要はありません。

しかし笹川室長は「選考について意見を述べる第三者委員会を設置することを通じて、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、選考・推薦及び総理大臣による任命が適正円滑に行われるようにする」と述べ、さらに敷衍するとして「選考委員会が第三者委員会の意見を聞きながら絞る。意見を聞くということは当然意見を尊重していただくということですが、そのプロセスを通じて選考に透明性や外部の視点を入れ、結果として会員構成の多様性も確保されていく」と明言しています。

それに対して会員が「総理の任命が適切に行なわれる必要な措置と言うのは法制局が示した任命権解釈を法定することか。あるいは定員以上の数を推薦するように法定することか。任命拒否は今後も可能だと解釈することか」と質問したところ、室長は「透明性をもって選考することで総理の任命が円滑に進むようにと考えている。『学術会議は内閣総理大臣の所轄の下の行政機関であるから、任命権者たる内閣総理大臣が国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならない』という従来の解釈に変更はない」と答えています。これこそ任命拒否を「正当化」した解釈であり、今後も任命拒否は可能だと示しているのです。

このように第三者委員会は推薦だけではなく、学術会議会員候補者の選考自体に介入することが明らかになりました。政府・財界の意に沿う人が会員候補になれば総理大臣の任命は円滑に進むが、意に沿わない人が選ばれば任命拒否もありうると脅し、候補に入れないことをねらっているのです。このような第三者委員会に選考過程での強制力を持たせるために法制化するのでしょうか。

しかも「第三者委員会が意見を述べる対象は、基本的には選考のルールや候補者の推薦であって、運営などに関わることは少なくとも現時点では考えていない」と述べていて、将来、運営に関わる可能性は否定していません。このような第三者委員会は学術会議の独立性と学術の自律性を根本的に侵害するものです。

第二の問題は、この政府方針が「政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、…科学的助言を適時適切に発出すること」を学術会議に求めていることです。それに対して8日の総会で梶田会長は、「学術には一国に限定されない普遍的価値と真理の追求という独自の役割がある。日本学術会議が取り組むべき諸活動のすべてにわたって政府と問題意識や時間軸を共有するとは限らず、一国に限定されない普遍的な価値と真理の追及を通じて人類全体に奉仕するという学術の独自の役割についての活動を展開する必要がある」と述べられ、他の会員からも同様の指摘が相次ぎました。

1999年に世界科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言）は「知識のため」「平和のため」「開発のため」「社会のため」の4つの観点を示し、「科学の知識を責任ある方法で、人類の必要と希望とに適用させる」こと、「今日の世代と未来の世代に対する責任を考慮すること」を提起しています。これは日本学術会議法前文「平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」という理念と重なるものです。「政府等との問題意識・時間軸等の共有」を強要し、さらに法律に加えることは、「人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携」すべき日本の学術を国策に動員しようとするものではないでしょうか。

第三に「会員等に求める資質」や、三部制とは別に領域横断的な第四部を設置することを法律に明記することも異常です。学術の世界で様々な学問や新たな領域をどのように体系化するのかということも学術が自律的に考えることであり、政治が口を出したり法律で決めたりすることではありません。政策のためのシンクタンクに変えるために、様々な法的枠組を作り縛ろうとする意図が透けて見えます。

第四に、3～6年で見直し、政府の意に沿わなければ独立法人にするという脅しを組み込んでいることです。室長は「法人化前提ではない」と言いますが、そもそも政府が考える「抜本的改革」がなされずとも、その成果をわずか3～6年で評価できるものではありません。それでも短期間で見直すということは結論ありきであり、6年後に学術会議を独立法人化とすることを意図しているのではないのでしょうか。

今回法人化に踏み込まないのは、来年のG7サミットにあわせて行われるG7サイエンス学術会議で日本学術会議がホストを務めるからでしょう。いま学術会議と全面对立することはまずいという打算からこのような方針になったと思われます。

第五に、無理なスケジュールで強引に進める狙いについてです。まず室長は法案の中身は決まっていないと言明しましたが、来春の国会に法案を出すのであれば大枠は決まっている筈です。11月に政府方針を学術会議に提示する前にNHKにリークし既成事実化したように、今後も、学術会議と協議すると言いながら、政府の法案を決定として押し付けてくるのではないのでしょうか。

さらに来年の改選に向けた学術会議の作業は既に始まっているにもかかわらず、法制化された時点で白紙に戻し、現会員の任期を1年～1年半延長してでも改革を行うという強引さの裏に、次期改選を従来の方で行うことを何としてでも避ける狙いがあると思います。もしも来年10月の改選時に、学術会議が6名を次期会員候補に含めた場合、首相は、任命すれば菅政権の判断を否定したと自民党から攻撃され、拒否すれば人々の批判にさらされるというジレンマに陥るからではないのでしょうか。

この間の学術会議攻撃は「軍事研究否定なら行政機関から外れるべきだ」（下村博文・当時の自民党調査会長）など、軍事研究推進派の考えに突き動かされたものです。経済安保法を成立させ、安全保障戦略を改訂して大軍拡に踏み出そうとしている政府は、科学者を軍事研究に動員するために学術会議に介入し2017年声明を無力化しようとしているのです。

私たちは学術会議会員の皆さまとともに、6名の任命拒否の撤回を求め、日本学術会議法の改悪に反対する広範な市民の取り組みを広げていく決意です。